

高槻市交通部マスコットキャラクター「たかつき ばすお」 図柄一覧

「高槻市交通部マスコットキャラクター内部取扱要領」第2条及び「高槻市交通部マスコットキャラクター活用要綱」第2条で規定するキャラクターの図柄は次のとおりです。

(1) 使用可能なデザイン

①基本デザイン

1



2



3



4



5



6



7



8



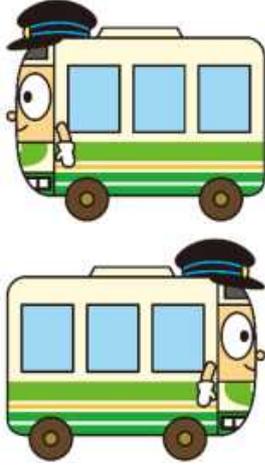
9



10



11



12



13



②応用デザイン
表情ばすお

14



15



16



17



18



19



20



21



22



季節のイラストとばすお

23



24



25



26



27



28



29



30



31



32



33



34



35



36



37



おでかけばすお

38



39



40



41



42



43



44



45



46



47



48



49



50



51



音楽とばすお

52



特産品とばすお

53



54



55



お問合わせばすお

56



57



マスクばすお

58



59



60



61



バス停とばすお

62



63



64



65



家族とおでかけ

66



67



(2) オリジナルデザイン作成について

- ① オリジナルデザインを作成し使用する場合は、交通部で審査を行い、承認されたもののみが使用可能です。
- ② オリジナルデザイン作成時の留意点
 - ・ 「たかつき ばすお」と判断できるものであること。
 - ・ 「たかつき ばすお」の全体のバランス、色を変えないこと。
 - ・ 「たかつき ばすお」らしさを損なわないこと。
 - ・ 暴力的な表現をしないこと。

(3) 使用にあたっての注意事項

- ① たかつき ばすお のデザインの近くに高槻市交通部マスコットキャラクターであることを表示してください。

(表示例)



高槻市交通部
マスコットキャラクター
たかつき ばすお

② 使用できないデザイン例

縦横比率を変えた使用



縦横比率を変えた使用



デザインの上に図柄・物を持たせる等の改変



③ デザインにつける吹き出しの表現についても適切な表現とする。

×

